

令和6年村上市議会第2回定例会会議録（第5号）

○議事日程 第5号

令和6年6月21日（金曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書
- 第 4 議第57号 損害賠償の額を決定し和解することについて
議第58号 損害賠償の額を決定し和解することについて
議第59号 損害賠償の額を決定し和解することについて
議第60号 高規格救急自動車購入契約の締結について
- 第 5 議第61号 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議第62号 村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例及び村上市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議第63号 村上市温泉給湯施設条例及び朝日グリーン・ツーリズム推進施設条例を廃止する条例制定について
議第64号 高齢者生産活動センター条例を廃止する条例制定について
- 第 7 議第65号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第2号）
議第66号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第67号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議第68号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第3号）
- 第 9 議第69号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議員発議第 5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について
- 第11 議員発議第 6号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
- 第12 議員発議第 7号 新潟県村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業に関する意見書の提出について
- 第13 議員発議第 8号 村上市議会議会改革調査特別委員会の設置について
議員発議第 9号 村上市議会再生可能エネルギー等調査特別委員会の設置について
議員発議第10号 村上市議会村上駅周辺まちづくり事業調査研究特別委員会の設置について

第14 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○出席議員（19名）

1番	魚	野	ル	ミ	君	2番	佐	藤	憲	昭	君	
3番	野	村	美	佐	子	君	4番	富	樫	光	七	君
5番	上	村	正	朗	君	6番	菅	井	晋	一	君	
7番	富	樫	雅	男	君	9番	小	杉	武	仁	君	
10番	河	村	幸	雄	君	11番	渡	辺		昌	君	
12番	尾	形	修	平	君	13番	鈴	木	一	之	君	
14番	鈴	木	い	せ	子	君	15番	川	村	敏	晴	君
16番	姫	路		敏	君	17番	長	谷	川		孝	君
18番	大	滝	国	吉	君	19番	山	田		勉	君	
20番	三	田	敏	秋	君							

○欠席議員（1名）

8番 高 田 晃 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	高	橋	邦	芳	君					
副	市	長	大	滝	敏	文	君				
教	育	長	遠	藤	友	春	君				
政	策	監	須	賀	光	利	君				
総	務	課	長	谷	部	俊	一	君			
財	政	課	長	榎	本	治	生	君			
企	画	戦	略	課	長	山	田	美	和	子	君
税	務	課	長	永	田					満	君
市	民	課	長	小	川	一	幸	君			
環	境	課	長	阿	部	正	昭	君			
保	健	医	療	課	長	押	切	和	美	君	
介	護	高	齡	課	長	志	田	淳	一	君	

福祉課長	太田秀哉君
こども課長	山田昌実君
農林水産課長	小川良和君
地域経済振興課長	富樫充君
観光課長	田中章穂君
建設課長	須貝民雄君
都市計画課長	大西敏君
上下水道課長	稲垣秀和君
会計管理者	大滝豊君
農業委員会 農事事務局会長	高橋雄大君
選管・監査 事務局局長	木村俊彦君
消防長	田中一智君
学校教育課長	小平智祐君
生涯学習課長	平山智枝子君
荒川支所長	瀬賀賀子君
神林支所長	五嵐忠幸君
朝日支所長	大滝忠幸君
山北支所長	大滝きくみ君

○事務局職員出席者

事務局長	内山治夫
事務局次長	鈴木涉
書記	中山航

午前10時07分 開 議

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は19名です。欠席者1名で、高田晃君からは病気療養のため欠席する旨の届出がありましたので、お知らせをいたします。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、6番、菅井晋一君、16番、姫路敏君を指名いたします。御了承を願います。

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、本市スペシャルアンバサダーの永田務選手につきまして御報告を申し上げます。本年、令和6年6月2日にフィリピン、スーベックベイで開催のアジアトライアスロン、パラ選手権、男子PT5に出場した永田務選手が1時間8分31秒のタイムで見事優勝をいたしました。永田選手は、東京2020パラリンピック競技大会で銅メダルを獲得したマラソンから競技種目をトライアスロンへ変更いたしておりましたが、本大会が国際大会のデビュー戦となりました。初の海外での国際大会で初優勝というすばらしい結果に、よくぞやっとなりと大変喜ばしく、誇らしく思う次第であります。市民の皆様とともに改めて喜びを共有したいと思っております。永田選手は、2028年に開催が予定されておりますロサンゼルスパラリンピックへの出場を目指しておりますので、今後ますますの御活躍を祈念し、本市といたしましても、永田選手の挑戦を応援してまいります。

次に、出水期を前にした避難所設営訓練の実施につきまして御報告を申し上げます。今月の6月15日に朝日さくら小学校を主会場に、市内5会場におきまして水害・土砂災害を想定した避難所開設の初動訓練を行ったところであります。当日は、避難所運営を所管する村上市災害対策本部、福祉部を中心として、各支部ごとにマットやパーティションの設営をはじめ、水や食料の配置、要配慮者やペット同伴者への対応など様々な事象を想定し、住民の誘導や動線の確認などを行い、避難

所の開設及びその後の運営などの訓練を実施をいたしたところであります。また、市内5か所に開設した避難所をオンラインでつなぎ、リアルタイムで避難所の設置状況や改善点を確認するとともに、現在本市との間でドローンを活用した災害時の応援協定の締結に向けて準備を進めております。アキファクトリーさん並びにDWSドローンスクール新潟村上さんの御協力により、避難所開設から運営に至るまでの経過について、様々な角度からの映像を確認しながら情報を共有するなど、より精度の高い避難所開設・運営訓練として実施したところであります。本年、令和6年は、昭和39年の新潟地震から60年、新潟焼山火山災害から50年、中越大震災、新潟・福島豪雨災害から20年となる節目の年であり、災害からの教訓を風化させず、災害に強い県土をつくり上げるための機運醸成を図ることを目的として、国土交通省北陸地方整備局、新潟県、そして本県30の市町村が連携して防災・減災にいがたプロジェクト2024に取り組んでいるところであります。本市におきましても、令和元年6月の山形県沖を震源とする地震、令和4年8月の大雨による災害、過去の記憶としては昭和42年8月の羽越水害など、6月から8月にかけて多くの大災害を経験しているわけであり、加えてこの時期は出水期とも重なっております。このことから、本市では6月から8月までを防災啓発取組期間として、本庁舎、各支所などにおいて防災パネル展を開催し、市民への防災意識の啓発に努めているほか、山形県沖を震源とする地震で大きな被害のあった山北地域では、毎年、地震発生の日時に合わせて、震災を忘れないウォークを実施しているところでありますが、今年は山北中学校の生徒による避難所設営訓練を行うなど、防災意識の向上に努めているところであります。また、来月の7月28日には村上市防災シンポジウムを開催することとして予定しているほか、8月25日には村上市総合防災訓練を予定しているところであります。本市といたしましては、市民の大切な命を守ることを最優先に、最大限の取組を行ってまいりますので、市民の皆様には災害時の非常持ち出し品の準備や、非常時の行動についてふだんから御家族で話し合うなど、災害に対する備えをいま一度御確認いただきますとともに、御町内や集落による自主防災の活動に御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第3 請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第3、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題といたします。

本件は、総務文教常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から審査報告

書が議長宛てに提出をされております。

最初に、副委員長から審査の概要について報告を願います。

総務文教常任副委員長。

〔総務文教常任副委員長 富樫雅男君登壇〕

○総務文教常任副委員長（富樫雅男君） おはようございます。今日は、高田委員長の代わりに報告をさせていただきます。

ただいま上程されました請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書につきましては、去る6月11日午前10時から、第1委員会室において、委員全員及び議長出席の下、総務文教常任委員会を開会し、審査を行いました。その審査の概要と結果について御報告いたします。

初めに、紹介議員から補足説明の後、審査に入りました。

審査において自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で請願第1号は採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの副委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これからボタン式投票により採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第1号は採択することに決定をいたしました。

日程第4 議第57号 損害賠償の額を決定し和解することについて

議第58号 損害賠償の額を決定し和解することについて

議第59号 損害賠償の額を決定し和解することについて

議第60号 高規格救急自動車購入契約の締結について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第57号から議第60号までの4議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

初めに、副委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任副委員長。

〔総務文教常任副委員長 富樫雅男君登壇〕

○総務文教常任副委員長（富樫雅男君） それでは、報告をさせていただきます。

ただいま上程されております議第57号から議第60号までの4議案について、請願の審査に引き続き、副市長、教育長をはじめ、理事者出席の下、審査を行いました。その審査の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議第57号及び議第58号 損害賠償の額を決定し和解することについてを一括議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、過失割合について、相手方が40、村上市側が60とのことだが、この割合についての説明を求めるとの質疑に対し、治療も長期化しており、保険会社から紹介された弁護士も入り、法律的なこと、判例などについて精査した上で決定したものであり、適正な割合だと認識しているとの答弁。

委員より、市が負担する600万円ほどの損害賠償額について、保険には入っていないのかとの質疑に、市の過失割合で算定した賠償額は、町村会の賠償保険に加入しており、全額補填されるとの答弁。

委員より、転落防止柵に不備があったとのことだが、どのような手直しをしたのかとの質疑に、事故後の応急対応、緊急点検を経て本修繕し、転落防止柵の補強、部品交換などを行ったとの答弁。

委員より、これだけ広い市域の中で全ての施設での対応はできないかもしれないが、今後市民への啓発努力は必要と考えるが、いかがかとの質疑に、普通に考えて分かりにくいものについては、可能な範囲でそうした取組は必要と考えており、各所管で検討する余地はあると考えるとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第57号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第58号について、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第58号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第59号 損害賠償の額を決定し和解することについてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、一朝一夕で生じた損害ではなく、往々にしてあることだと思いがとの質疑に対して、土の中の根っこの部分は被害を及ぼすまで分からないのが現状であるとの答弁。

委員より、道路も同じで、街路樹の根っこが上がって構造物を壊すことも市内各所にある。ほかの課にも通じることだと思うので、考えていただきたいと思いがとの質疑に、こうした類いの問題は設置の段階で将来どういう影響が出るかも十分検討するとともに、こういった事例を周知したいとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第59号は起立全員にて原案のとおり可決すべきも

のと決定しました。

次に、議第60号 高規格救急自動車購入契約の締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、市の消防本部車両更新基準に基づいた更新とのことだが、基準内容はどの質疑に、消防車両のはしご車は25年、ポンプ車は20年、救急車は10年かつ15万キロメートル以上のものを更新しているとの答弁。

委員より、13年経過しているとのことだが、どのくらいの走行距離かとの質疑に対して、走行距離は15万9,400キロメートルであるとの答弁。

委員より、随意契約となっているが、ほかの会社では対応できなかったのかとの質疑に対して、競争入札として県内に案内を出して2者が応札したが、納期が間に合わないとして1者が急遽辞退したものだとの答弁。

そのほかさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第60号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの副委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第57号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第57号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第58号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第59号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第59号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第60号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第60号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議第61号 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議第62号 村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例及び村上市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第61号及び議第62号の2議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

[市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇]

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） ただいま上程されております議第61号及び議第62号の2議案について、その審査の概要と結果について御報告いたします。

去る6月12日午前10時40分から、市役所第1委員会室において、委員全員、議長、副市長及び理事者出席の下、市民厚生常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第61号 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、広域連合の規約を変更するのに市議会で議決する根拠はとの質疑に、地方自治法に広域連合の規約を変更しようとするときは関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされているとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたところ、委員より賛成討論が1件あり、起立により採決を行った結果、議第61号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第62号 村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例及び村上市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今回の改正は職員の配置の仕方が柔軟性を持って行えると解釈してよいかとの質疑あり、柔軟な職員配置を勘案するものという答弁がございました。

自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立により採決を行った結果、議第62号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第61号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第62号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第62号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議第63号 村上市温泉給湯施設条例及び朝日グリーン・ツーリズム推進施設条例を廃止する条例制定について

議第64号 高齢者生産活動センター条例を廃止する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第63号及び議第64号の2議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも経済建設常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 河村幸雄君登壇〕

○経済建設常任委員長（河村幸雄君） ただいま上程されております議第63号及び議第64号の2議案について、その審査の概要と結果について報告申し上げます。

去る6月13日午前10時から、第1委員会室において、委員全員、副議長、副市長をはじめ、理事者出席の下、経済建設常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第63号 村上市温泉給湯施設条例及び朝日グリーン・ツーリズム推進施設条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、朝日グリーン・ツーリズム推進施設が解体されるとのことだが、今後別の場所に建設されるのかとの質疑に、組織は民間施設へ移動することになるため、新たに建物を建設する予定はないとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第63号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第64号 高齢者生産活動センター条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第64号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第63号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第64号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第64号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議第65号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第2号）

議第66号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第67号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第65号から議第67号までの3議案を一括して議題といたします。

本案は、関係所管常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

各委員長から審査の概要について報告をお願いします。

最初に、一般会計予算決算常任委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算決算常任委員長。

〔一般会計予算決算常任委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算決算常任委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第65号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第2号）については、当委員会に設置した総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会で、6月11日から13日までの間、各所管分の審査を行いました。各分科会の審査が終了したことから、6月18日午前10時から一般会計予算決算常任委員会を開会したので、審査の概要と結果について御報告を申し上げます。

第65号のうち総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会所管分については、3つの分科会とも起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの各分科会長から報告がありました。それぞれの各分科会長報告に対し質疑を求めたところ、委員より、寄港歓迎イベントについて経済効果が見込まれるとのことだが、どの程度見込まれるのか理事者から答弁があったかとの質疑に、具体的な経済効果についての言及はなかったが、万博を一つの契機に、岩船港に寄港することで北前船の寄港地として歴史的価値を再確認していただくことや、地域の魅力を発信することも併せて行う。また、食のイベントも企画しているとの答弁でした。

委員より、保育士について、会計年度任用職員の給料を上げるなどの待遇改善や会計年度任用職員と派遣職員の給料の差に対する質疑はなかったのかとの質疑に、給料についての質疑はなかったと記憶しているとの答弁でした。

次に、自由討議を求めたところ、姫路敏委員から、保育士の給料待遇が非常に低いため、派遣に頼まざるを得ないような形になっていると考えられる。会計年度任用職員と派遣職員の給料の差、待遇の差を考えていただきたいとの意見。

また、旧香藝の郷について、旅館棟を解体する方向で進められているが、PFIの手法で進めていただきたいし、隣の民地も含めて一体的に考えていただくとうまく運営できるのではないかと意見がありました。

野村美佐子委員から、保育士の給料水準を考えていくことは必要であるとの意見がありました。

次に、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第65号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 副議長、御苦労さまです。

ちょっと聞こえなかったもので、少し聞きたいのですが、私の自由討議のときのことをもう一回ちょっと言っていただけませんか、申し訳ないですが。

○議長（三田敏秋君） 一般会計予算決算常任委員長。

○一般会計予算決算常任委員長（大滝国吉君） すみませんでした。

保育士の給料待遇が非常に低いため、派遣に頼まざるを得ないような形になっていると考えられる。会計年度任用職員と派遣職員の給与の差、待遇の差を考えていただきたいとの意見。また、旧香藝の郷について、旅館棟を解体する方向で進めているが、P F I の手法で進めていただきたいし、隣の民地も含めて一体的に考えていただくとうまく運営できるのではないかと意見がありましたと報告しています。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） ありがとうございます。P F I がちょっと聞こえなかったもので、今確認取ったわけでございます。よろしく願います。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） ただいま上程されております議第66号及び議第67号については、先ほど報告いたしました議第61号及び議第62号に引き続き審査を行いました。その審査概要と結果について御報告いたします。

初めに、議第66号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、12月2日から保険証が使えなくなるとのことだが、その前に資格確認書は発行されるのかという質疑あり、年次更新のため、国保の方に関しては8月1日から新しく保険証が交付され、有効期間は1年のため、来年の7月31日までその保険証は使うことができますし、12月2日以降、例えば社会保険から国保に加入した場合、新しい保険証は発行されない形になるという答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたところ、賛成討論が1件あり、起立による採決を行った結果、議第66号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第67号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、加入者情報を通知するための経費とはどういう意味かという質疑あり、全ての方が安心してマイナ保険証として利用するために、加入者番号の下4桁の数字を本人に通知することで安心して保険証にひもづけされていることを通知するという意味の経費であるとの答弁でありました。

その他さしたる質疑なく、質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたところ、賛成討論が1件あり、起立による採決を行った結果、議第67号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第65号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第66号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第66号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第67号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第67号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議第68号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第3号）

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第68号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第68号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和6年度村上市一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,000万円を追加し、予算の規模を368億5,100万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、観光庁の特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業の採択を受けたことから、事業受託に係る経費を追加するものであります。

歳入におきましては、第21款諸収入でインバウンド特別体験事業受託収入3,000万円を、歳出におきましては、第7款商工費で地域の伝統や食に加え、美しい自然や重要文化財など、特別な場所での特別な体験をセットにしたツアーを造成し、台湾をはじめインバウンド向けに販売するとともに、情報発信を強化し、新たな需要や価値を創出することを目的とした事業実施のため、インバウンド特別体験事業委託料として、観光振興一般経費に3,000万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第68号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第69号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第69号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第69号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ70万円を追加し、予算の規模を9億5,640万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、過年度分保険料の過誤納還付金が不足するため、追加するものであります。

歳入におきましては、第5款諸収入で過誤納還付金に対し新潟県後期高齢者医療広域連合から補填される保険料還付金70万円を、歳出におきましては、第5款諸支出金で被保険者保険料還付金70万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君） すみません、中身がさっぱり分からないので、教えていただきたいと思えますけれども、過年度の過誤納還付金の還付予算の不足ということだと思えますけれども、その辺をもうちょっと分かりやすく、過年度のものが何で不足するのかなという、何か基本のところがちよっと分からないのですけれども、そこからまず教えていただきたいと思えます。

○議長（三田敏秋君） 税務課長。

○税務課長（永田 満君） 後期高齢者医療保険料につきましては、税務課のほうで賦課徴収しておりますので、説明させていただきますが、被保険者が死亡した場合など、それまでの保険料を計算しまして、納め過ぎた保険料がある場合については還付処理ということをしております。その中で、当該年度の保険料に還付が生じた場合については、その年度に納めていただいた保険料から還付、歳入のほうから還付しておりますけれども、過年度分の保険料に還付が生じた場合については、過誤納還付金ということで歳出のほうから還付しております。例えば保険料を年金からの天引きにより納付された保険者が亡くなった場合については、年金機構から通知を受けまして還付処理を行っておりますけれども、遺族が行う手続の終了後になるなど、年金機構からの通知が異なりまして、

年度をまたいで通知が来る場合がありますので、その場合は過誤納還付金として歳出予算から支出するということになっております。今回の年金機構からの通知のタイミングとしまして、前年度の予算の出納閉鎖後に還付の処理となりましたので、今回不足が生じて補正をお願いするということでございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 何となく分かりましたので、ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第69号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第69号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議員発議第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議員発議第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

7番、富樫雅男君。

〔7番 富樫雅男君登壇〕

○7番（富樫雅男君） ただいま上程されました議員発議第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてであります。本件は去る6月11日開催されました総務文教常任委員会で審査され、採択された請願に基づく意見書の提出についてであり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書の内容につきましては、皆様へ配付されております資料のとおりですが、学校の働き方改革、長時間労働是正のため、教職員定数改善の推進、中学校での35人以下学級の早期実現及び学級編制標準の引下げによる30人以下学級の実現、国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用のために加配の削減を行わないこと、また義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を2分の1に還元する

こと、さらに教職員の処遇改善に必要な財源措置を講ずることなどを要請するものであります。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長及び参議院議長であります。

賛成者は、魚野ルミ議員、尾形修平議員、鈴木いせ子議員、菅井晋一議員、野村美佐子議員。そして、提出者は私、富樫雅男でございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げました。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第5号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議員発議第6号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議員発議第6号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

7番、富樫雅男君。

〔7番 富樫雅男君登壇〕

○7番（富樫雅男君） ただいま上程されました議員発議第6号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてであります。本件は去る6月11日開催されました総務文教常任委員会の協議会において審査され、願意了承された陳情に基づく意見書の提出についてであり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書の内容につきましては、皆様へ配付されております資料のとおりですが、今地方公共団体には急激な少子高齢化に伴う介護など社会保障制度の整備、子育て政策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められております。このため、令和7年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、現行の地方

一般財源水準の確保から一步踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう要望するものです。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府こども政策、少子化対策、若者活躍、そして男女共同参画の特命担当大臣、衆議院議長及び参議院議長であります。

賛成者は、魚野ルミ議員、尾形修平議員、鈴木いせ子議員、菅井晋一議員、野村美佐子議員。そして、提出者は私、富樫雅男でございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第6号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議員発議第7号 新潟県村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業に関する意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議員発議第7号 新潟県村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

5番、上村正朗君。

〔5番 上村正朗君登壇〕

○5番（上村正朗君） 上村正朗でございます。

ただいま上程されました議員発議第7号 新潟県村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業に関する意見書の提出についてであります。本案は去る6月12日に開催されました市民厚生常任委員会の協議会で審査され、願意了承された陳情に基づく意見書の提出についてであり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

意見書案についてであります。意見書案はお手元に配付されているとおりでございますが、案に記載のとおり、新潟県村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業については、本年元旦に起きた能登半島地震で想定以上の海岸隆起等があったことから、1、事業の促進区域とその周辺海域において、海底の活断層の存在と規模、液状化のおそれの有無と規模を最新の海底地盤調査手法を用いて調査すること。2、調査結果に基づき事業の見直しが必要な場合は、計画の変更を行うこと。3、海域の沿岸自治体住民及び広く海域を利用する方々へ調査と検討の経緯と結果、事業計画を周知することを内容とする意見書を関係各位宛て提出するというものであります。

提出先は、内閣総理大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、新潟県知事であります。

賛成者は、渡辺昌議員、長谷川孝議員、川村敏晴議員、大滝国吉議員、山田勉議員、鈴木一之議員。そして、提出者は私、上村正朗でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審査の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第7号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議員発議第8号 村上市議会議会改革調査特別委員会の設置について

議員発議第9号 村上市議会再生可能エネルギー等調査特別委員会の設置
について

議員発議第10号 村上市議会村上駅周辺まちづくり事業調査研究特別委員
会の設置について

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議員発議第8号から議員発議第10号までの3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

15番、川村敏晴君。

〔15番 川村敏晴君登壇〕

○15番（川村敏晴君） ただいま上程されております議員発議第8号から議員発議第10号までの3議案について一括して提案の理由を説明させていただきます。

初めに、議員発議第8号 村上市議会議会改革調査特別委員会の設置についてであります。第4期の村上市議会から引き続き、特別委員会を設置しようとするものでございます。二元代表制の一翼を担い、市民の信託を受けた本市議会として、多様性を尊重し、持続的に発展する村上市の創造に向けて、議員の資質向上、議員の成り手不足解消等について調査することにより、議会力、議員力を高め、本市議会の議会改革を推進することを目的として、委員8名を定数として設置するものでございます。

次に、議員発議第9号 村上市議会再生可能エネルギー等調査特別委員会の設置についてでございますが、こちらも第4期の村上市議会から引き続き、特別委員会を設置しようとするものでございます。SDGsの理念を念頭に、洋上風力発電や木質バイオマス発電など、再生可能エネルギーの活用等をもって経済と環境の好循環を図ることにより、持続可能なまちづくりに関する諸施策の促進を目的として設置するものであり、委員定数を8人として設置するものでございます。

最後に、議員発議第10号 村上市議会村上駅周辺まちづくり事業調査研究特別委員会の設置についてでございます。現在進められている厚生連村上総合病院跡地を含む駅周辺の土地利用、施設整備等に係る諸問題を把握し、村上駅周辺における商業振興、子育て支援、公共交通、公民連携等について調査・研究を行うことを目的として設置するものであり、委員定数を8人として設置するものでございます。

なお、各委員会の名称及び設置の期間については、別記に記載のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

以上、会議規則第14条の規定により提出するものです。

賛成者は、いずれも小杉武仁議員、山田勉議員、河村幸雄議員、富樫雅男議員、上村正朗議員、尾形修平議員。そして、提出者は私、川村敏晴でございます。

以上、一括して提案理由の説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしく願いを申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 御苦労さまでございます。

では、ちょっと質疑いたしますが、まず特別委員会3つとも8名という委員ということになっておりますが、先般、全員協議会の際にも議運の委員長からも御説明ございましたが、委員の選出もこれから恐らく議長の指名により決まっていくのだらうとは思いますが、それもセットになっているのかとは思いますが、会派案分で、比例案分として委員を決めていくということも事前に説明も

受けておりますし、またそういうことになってくると、私と野村議員さんは無会派で今います。そうすると、その特別委員会には入る機会はありません、今の場合でいくと。ということになると、我々2人の獲得した住民からいただいた票の数が2,293人おります、2人合わせて。やっぱりその人らの代弁という機会も失われてしまいますが、その辺のところもどんなふうを考えているのか、ちょっとお聞かせ願いたいのですが。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○15番（川村敏晴君） 全協のときにも同様の質問、姫路議員なされましたが、議会運営委員会ではそれに関しての意見は出ていなかったという委員長から答弁出ているので、私の考えていいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） いや、提出者そのものは川村敏晴議員でございますし、ですからその川村敏晴議員がその件でお話ししていただければそれでいいかと思いますが、お願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○15番（川村敏晴君） 以前にも各特別委員会、常任委員会も含めまして、無会派の方が委員に選ばれないということは、村上市議会発足してずっとございました。姫路議員についても、会派に属する時代もございましたし、そうでない時代もあったと思いますが、今回このような質問が強く出されるのは初めてかなというふうに感じておりますが、やはり村上市議会の規則、前例等に従ってこのような流れになってきたものと私は感じておりますので、お二方の投票による支持者の人数も申し上げられておりましたが、我々といいますか、ほかの議員も同じであります。いろんな意見を持った有権者の方に支えられて当選し、いろんな方々が、会派制を擁護する有権者もいらっしゃいます、私が聞くところによりますと。そんなことで、全員協議会だとかいろいろこの特別委員会に関することについての御意見を発する機会はあるでしょうし、また姫路議員が他の会派のほうに入られることも一つの方法ではないかと、こんなふうに考えます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 8名ずつということでは24名の枠がございますよね。そうすると、今議員定数は20名でございます。20名で、恐らく委員選出のときは、議長と、そして無会派である私と野村議員と3名、引き算すると17名の中でその24名の枠をこなすと。どう考えても2つ以上の特別委員会に属する議員さんも出てくるというような考え方をすると、かなりやっぱり私は不平等なのではないかというような気がいたしますが、この辺に関してはどんなふうを考えておりますか。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○15番（川村敏晴君） この件についても、姫路議員、過去にやはり会派に属したこと、そうでなかったことがあるときに同様な形が存在していたというふうに記憶しております。会派制をもって議会運営を進めることをまずは村上市議会とっているわけでありまして。会派の中でしっかりと議員同

士が意見交換をし、会派の中で協議された意見を持ってきて、各委員会で討議をされていくということが非常に議会運営上、スムーズな形になるのだろうと私は考えておりますし、各会派での協議の在り方というのは非常に有効なものであるというふうなことで考えておりますので、やはり会派によって各委員会、特別委員会のメンバーを決めていくと、運営していくということについては、大きなメリットがあるというふうなことで考えておりますので、ぜひとも会派に属するような活動を行うことがあなた方が得た有権者に対する一つの示す正義ではないかなと私は感じます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 私は、会派で選挙したわけではございません。姫路敏個人で選挙をして、そこで勝ち取ってこの場にいるわけでございます。そうやって考えれば、議会というのはそういうことも含めて少し取り入れられるような、そういう雰囲気の中で、やっぱり排除するのではなくて、取り込むような姿勢が私は必要なのではないかなと思っておりますが、全員協議会の場で尾形議会運営委員長から、ルールに従って我々は進んでいく中で、ルールに従って委員の選出も行ったと、こういうふうに言われております。ルールに従って会派比例案分で行ったのだよと。副議長からも似たような話も受けましたが、特別委員会の委員を選出する方法は、法律にも条例にも議会の規則の中のどこにも明記されておりません。会派の比例案分で行いなさいなんてどこにも書かれておりません。ただ、言えることは、先例集の中で、どういうことかということ、議会改革調査特別委員会は比例案分で行ったと、前回、そういったような……ごめんなさい。それは違ったとして、高速道路関係、それと地域医療は比例案分で行ったと、この2つしか書かれていないです、先例集には。その後、それを受けて議会改革特別委員会を、委員を決めるときにそれを受けて比例案分でもまたやったというだけのことであって、そうしなさいなんてどこにも書かれていない。どこにルールがあるのか分かりません。そのルールというのは、どういうルールなのだから分かりませんか。何に従うルールなのですか。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○15番（川村敏晴君） あくまでも今まで私が村上市議会に属してきてからの先例と規則にのっとっているというふうに私は感じております。

○16番（姫路 敏君） いいです。

○15番（川村敏晴君） 終わりではないですか。

○16番（姫路 敏君） 3問になりましたので、これで終わりますが、特別委員会は大事な特別委員会で、本当に必要だと思います。その辺も含めて委員の方々には頑張ってもらいたいなと、こういうふうな思っております。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議員発議第8号について討論を行います。

3番、野村美佐子さん。

〔3番 野村美佐子君登壇〕

○3番（野村美佐子君） 私は、特別委員会を3つつくって、議員が積極的に討議をするということに賛成します。一つ一つ、議会の改革についても、駅周辺のまちづくりについても、再生可能エネルギーについても、とても大切なことだと思います。そして、会派制をとっているこの議会で、会派が政策を勉強し、みんなで討議をして議員の質を高めるという目標での会派制にも賛成はしています。しかし、会派は認めるとしても、議員一人一人の権利や活動の保障は平等であるべきだという立場は変わりません。ですから、こういう特別委員会に会派に入っていないから議員としての活動や発言場所が規制されるということには大変大きな疑問を持っています。少数意見も絶対に排除してはならないというのが民主主義だと思っています。ましてや各8人の委員がいて、24席あって議員は20人しかいない。実際に特別委員会3つに全部入っている議員もおります。その方も別に絶対に入りたいと言って入ったわけではないとおっしゃっている言葉も聞きました。ですから、やはり最初に常任委員会を選出するように、各議員に希望を取り、そしてそのほかの4人の席は案分がいいと思いますが、そういうぜひとも民主主義を守る議員の一人一人の意見が積極的に出される、全員が勉強して政策を充実させる、そういう立場でこの3つの特別委員会が成功するように今後も御検討いただきたいということを添えて、賛成の討論に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

〔16番 姫路 敏君登壇〕

○16番（姫路 敏君） 賛成の討論を行いますが、議員発議第8号、議員発議第9号、議員発議第10号とも同じことになりますので、今ここ議員発議第8号での討論の中での賛成討論で、あとはしませんので、ここだけ皆さん御理解ください。

これらの特別委員会、3つございます。これは、今後の村上市政を構築するに当たっても大変重要な特別委員会で、重要なところでございます。議会としても、特別委員会を組んで、そして勉強をして、市民の負託に応え、そしてその中で代弁をして尽くしていかなければなりません。そういう意味でも、本当に特別委員会の設置には大賛成でございます。そこで、私は条件付討論というのはできませんので、ここで私の要望を記して、皆さんにお知らせして討論を終わりたいと思いますが、先般、全員協議会の場で尾形議会運営委員長から、委員選出に当たってはルールをもって、従って、そして会派比例案分として委員を決めたのだよということを言われておりました。しかし、特別委員会委員の選出に当たり、先ほど質疑でも申し上げましたが、会派比例案分としなければい

けないなどということはどこにも書かれておりません。議会規則の中にも書かれておりません。ただ、先例集の中で、平成24年5月9日、地域医療調査特別委員会、これは村上病院の移転に伴っての特別委員会だと思います。高速交通等対策特別委員会、今回も同じようなものが出ておりますが、その選出のときに各会派からの比例案分で選出するということがそこに、この2点だけが記載されておりました。それに従って、それが先例となって先例集の中にありますので、それに従って今度議会調査の特別委員会等は比例案分でやられたというのが、それをずっと引きずっているのかなとは思いますが、私の言いたいのはどういうことかということ、やっぱり無会派である私と野村議員さん2人は、それなりに支持者からいろいろな負託を受けて議員になられていると思います。そういう部分から言うと、ぜひとも今後議会の運営の中であってもらいたい特別委員会の姿というのは、特別委員会で協議はしていく、いろいろと討論もしていく、議論もしていく、それらのことを決める前に全員協議会などで無会派の意見も取り入れられるような手法で私はやっていてもらいたい、これに尽きると思います。ダブって特別委員会に、3つぐらいに入っている方もいるとも聞いておりますが、そういう方も含めて、我々無会派の分もしっかりと議論できる委員であってほしいと、こういうふうに思っております。これから前に進んでいかななくてはいけないわけですので、ぜひとも切磋琢磨して、特別委員会が市民のためになるようにやってもらいたいなど、こういう気持ちでいっぱいです。これは、私の要望でございます。一応それをを含めて賛成討論としたいと、こういうふうに思っております。御清聴ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第8号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第8号は原案のとおり可決されました。

続いて、議会改革調査特別委員会委員の選任についてお諮りをいたします。

ただいま設置されました議会改革調査特別委員会の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、尾形修平君、小杉武仁君、鈴木いせ子さん、河村幸雄君、川村敏晴君、渡辺昌君、富樫雅男君、上村正朗君、以上8名の諸君を指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名の諸君が議会改革調査特別委員会委員に選任をされました。

次に、議員発議第9号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第9号をボタン式投票により採決をいたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第9号は原案のとおり可決されました。

続いて、再生可能エネルギー等調査特別委員会委員の選任についてお諮りをいたします。

ただいま設置されました再生可能エネルギー等調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、長谷川孝君、鈴木一之君、山田勉君、大滝国吉君、高田晃君、渡辺昌君、富樫雅男君、富樫光七君、以上8名の諸君を指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名の諸君が再生可能エネルギー等調査特別委員会委員に選任をされました。

最後に、議員発議第10号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第10号をボタン式投票により採決をいたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第10号は原案のとおり可決されました。

続いて、村上駅周辺まちづくり事業調査研究特別委員会委員の選任についてお諮りをいたします。

ただいま設置されました村上駅周辺まちづくり事業調査研究特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、尾形修平君、魚野ルミさん、鈴木いせ子さん、河村幸雄君、高田晃君、佐藤憲昭君、渡辺昌君、菅井晋一君、以上8名の諸君を指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名の諸君が村上駅周辺まちづくり事業調査研究特別委員会委員に選任をされました。

これから各特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

休憩中に委員会条例第10条第1項の規定によって、順次委員会を第1委員会室に招集をいたします。正副委員長が決まり次第、議長宛てに報告を願います。

なお、特別委員会開催順序については、議会改革調査特別委員会、再生可能エネルギー等調査特別委員会、村上駅周辺まちづくり事業調査研究特別委員会の順に開催いたしますので、御了承を願います。

それでは、午後0時まで休憩といたします。

午前11時30分 休 憩

午後 0時14分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に各特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。その当選報告書が提出されておりますので、報告をいたします。

議会改革調査特別委員長に小杉武仁君、副委員長に川村敏晴君。再生可能エネルギー等調査特別委員長に長谷川孝君、副委員長に渡辺昌君。村上駅周辺まちづくり事業調査研究特別委員長に尾形修平君、副委員長に河村幸雄君。以上のとおりであります。

各特別委員長から就任の御挨拶をお願いします。

最初に、議会改革調査特別委員長、小杉武仁君。

〔議会改革調査特別委員長 小杉武仁君登壇〕

○議会改革調査特別委員長（小杉武仁君） 先ほど委員会が開催され、各委員の御推挙を賜り、議会改革調査特別委員長に就任いたしました小杉武仁です。重責を担うことになり、光栄に存じているところでございますけれども、責任を持って職務を全うする所存でありますけれども、議会に対する市民の関心が高まるよう、時代に即した対応というものも求められていると考えております。真摯に諸課題と向き合い、議会改革について活発な議論を展開し、委員会としてしっかりと成果を出してまいりたいと思っております。各委員の皆様の御協力をいただきながら、円滑な運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、委員長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） 次に、再生可能エネルギー等調査特別委員長、長谷川孝君。

〔再生可能エネルギー等調査特別委員長 長谷川 孝君登壇〕

○再生可能エネルギー等調査特別委員長（長谷川 孝君） 先ほど行われました再生可能エネルギー等調査特別委員会におきまして、委員長に指名されました長谷川孝であります。村上市の有効な資源を活用して、洋上風力発電、そして木質バイオマスなど地域に根差した、将来を見据えたいろいろな活動をこの委員会で行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） 最後に、村上駅周辺まちづくり事業調査研究特別委員長、尾形修平君。

〔村上駅周辺まちづくり事業調査研究特別委員長 尾形修平君登壇〕

○村上駅周辺まちづくり事業調査研究特別委員長（尾形修平君） 先ほど開催されました村上駅周辺まちづくり事業調査研究特別委員会におきまして、委員長に指名されました尾形修平であります。この委員会に関しましては、常任委員会、各課かぶっておりますし、市民の関心も非常に高い事業となっております。今後村上市の20年後、30年後を見据えた中で委員会運営をしていければなというふうに思っております。各位の特段の御協力、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○議長（三田敏秋君） ありがとうございました。

日程第14 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長に御一任願ひしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定し、その内容の変更については議長に一任されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和6年第2回定例会を閉会といたします。

長期間にわたり、皆様には大変御苦勞さまでございました。

午後 0時20分 閉 会